

Gracie Barra Akashi 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、Gracie Barra Akashi（以下「本スクール」といいます）の入会および利用に関する事項を定めるものです。

本スクールへ入会する方は、本規約の内容を確認し、同意した上で入会するものとします。

第1条 運営・管理

本スクールの運営・管理（会員資格の取得・喪失・変更、会費その他諸費用の収受、本規約の制定・改定等を含みます）は、Gracie Barra Akashiが行います。

第2条 入会資格

1. 本スクールに入会できる方は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。
2. 本スクールを利用できる方は、健康状態において運動に支障がなく、医師等から運動を禁止されていない方とします。
3. 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に該当する方、またはこれらと関係を有する方は入会できません。
4. 他の会員への迷惑行為、本スクールの運営・秩序に支障をきたすおそれがある方、その他本スクールが不適当と合理的に判断した方は入会をお断りする場合があります。
5. 入会後に前各項に該当することが判明した場合、本スクールは会員資格を停止または退会・除名とすることができます。

第3条 入会手続き

1. 入会を希望する方は、本スクール所定のオンラインシステムその他本スクールが指定する方法により入会手続きを行い、本規約に同意の上、本スクールの承認を受けるものとします。
2. 入会時には、本人確認のため、本スクールが指定する本人確認書類をオンラインシステム等を通じて提出するものとします。
3. 18歳以上の方については、オンラインでの入会手続き、本人確認書類の提出および本規約への同意をもって入会手続きとし、原則として紙の入会申込書への署名および捺印は不要とします。
4. 18歳未満の方が入会する場合は、保護者その他の法定代理人の同意を必要とし、本スクール所定の入会申込書に保護者本人が署名するものとします。保護者の捺印は不要です。
5. 登録内容または提出書類に虚偽、誤記その他の不備がある場合、本スクールは入会をお断りし、または会員資格を停止・取り消すことがあります。
6. 必要に応じて、医師の健康証明書等の提出を求める場合があります。

第4条 入会金・月会費・諸費用

1. 会員は、本スクールが定める入会金、月会費その他の諸費用を、所定の方法により支払うものとします。
2. 月会費その他の料金、支払期限、支払方法その他の条件は、本スクールが別途定め、ホームページ、会員管理システムその他本スクールが指定する方法により案内するものとします。

3. 月会費は、会員資格を有する期間について発生し、実際に本スクールを利用しなかった場合であっても、休会手続き等が完了している場合を除き、支払義務を負うものとします。
4. 入会時に必要となる月会費については、入会日および本スクールが定める決済方法に応じて、必要な月数分を前納していただく場合があります。
5. 原則として、月会費の支払いは本スクールが指定する口座振替、クレジットカードその他の決済方法により行うものとし、必要な登録手続きを行っていただきます。
6. 一度納入された入会金、月会費その他の諸費用については、本スクールの責めに帰すべき事由がある場合その他法令上返金が必要となる場合を除き、原則として返金いたしません。

第5条 ユニフォーム

1. 本スクールでの練習に使用するユニフォームについては、原則としてGracie Barraオフィシャルユニフォーム（道着・インナー等）を使用するものとします。
2. ユニフォームの種類、着用方法その他必要な事項については、本スクールの案内に従うものとします。

第6条 スポーツ安全保険

1. 本スクールでは、練習中その他の万一の事故・怪我等に備え、原則として会員にスポーツ安全保険への加入を求めます。
2. 保険料、保険期間、補償内容および加入条件等については、加入する保険制度の定めに従い、別途本スクールが案内するものとします。
3. 年度途中に入会した場合についても、必要に応じて当該年度の保険加入手続きを行います。
4. 保険の補償範囲および保険金の支払いについては、加入する保険制度の規定に従うものとします。

第7条 会員資格の停止・除名

本スクールは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格の一時停止または除名・退会処分とすることができます。

1. 会費その他の諸費用を3ヶ月以上滞納した場合
2. 本スクールの施設、設備、備品等を故意または重大な過失により破損した場合
3. 本規約その他本スクールが定めるルールに違反した場合
4. 本スクールまたは他の会員、スタッフ等の名誉・信用を毀損した場合
5. 本スクール内の秩序を著しく乱した場合
6. 入会時の申告内容に重大な虚偽があることが判明した場合
7. 他の会員またはスタッフに対する暴力、暴言、威嚇、嫌がらせその他迷惑行為を行った場合
8. 感染症等により、他の利用者への感染のおそれがあるにもかかわらず施設を利用した場合
9. 本スクールの合理的な指示・指導に従わない場合
10. 反社会的勢力との関係が判明した場合
11. その他、本スクールが社会通念上、会員として不適切であると合理的に判断した場合

なお、除名または退会処分となった場合であっても、それまでに発生した未納の会費・諸費用の支払義務は免除されません。

第8条 休会

1. 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月9日までに、本スクール所定の方法により休会手続きを完了するものとします。
2. 例として、4月から休会を希望する場合は、3月9日までに手続きを完了する必要があります。
3. 休会は、原則として連続2ヶ月以上休会する場合に受け付けます。
4. 休会費その他の条件については、本スクールが別途定め、ホームページ、会員管理システムその他本スクールが指定する方法により案内するものとします。
5. 期限を過ぎた場合、翌月分の通常月会費が発生する場合があります。
6. 電話、口頭または通常のメール連絡のみでは休会手続きは完了しません。本スクールが指定する方法により手続きを行うものとします。

第9条 退会

1. 退会を希望する会員は、退会希望月の前月9日までに、本スクール所定の退会手続きを完了するものとします。
2. 例として、4月末での退会を希望する場合は、3月9日までに手続きを完了する必要があります。
3. 期限を過ぎた場合は、翌月末での退会扱いとなり、翌月分の月会費が発生します。
4. 電話、口頭または通常のメール連絡のみでは退会手続きは完了しません。本スクールが指定する方法により手続きを行うものとします。
5. 会費その他の未納金がある場合は、未納金を完納した上で退会手続きを行うものとします。
6. 本スクールが所定の退会手続きを受理し、退会が成立するまで、会員は本規約に基づく会費等の支払義務を負うものとします。

第10条 登録内容の変更

会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、決済情報その他本スクールへ届け出ている事項に変更が生じた場合、速やかに本スクールへ届け出るものとします。

届出がなかったことにより本スクールからの通知等が届かなかった場合、本スクールに故意または重大な過失がある場合を除き、本スクールはその責任を負わないものとします。

第11条 施設・設備の利用

1. 会員は、本スクールの施設・設備・備品等を適切に利用し、本スクールの指示および施設内のルールを遵守するものとします。
2. 会員が故意または重大な過失により施設・設備・備品等を破損した場合、本スクールは修理費その他実際に生じた損害について、相当な範囲で賠償を求めることがあります。
3. 会員は、自身の技量を超えた危険な行為、他の会員に危害を及ぼすおそれのある行為その他本スクールが危険と判断する行為を行ってはなりません。

第12条 練習・試合等における事故および怪我

1. ブラジリアン柔術、No-Gi、MMA、護身術その他本スクールで実施する運動・格闘技には、怪我その他の事故が発生する可能性があることを会員は理解した上で参加するものとします。

2. 会員は、自身の体調・健康状態を管理し、体調不良、怪我その他練習への参加が適切でないと判断される場合は、無理に参加しないものとします。
3. 本スクールの施設利用中または練習・試合等への参加中に発生した怪我、事故、盗難その他の損害について、本スクールの故意または過失による場合を除き、本スクールは責任を負わないものとします。
4. 会員同士の本スクール内外でのトラブルについても、本スクールの故意または過失による場合を除き、本スクールは責任を負わないものとします。

第13条 指導行為および技術の取扱い

1. 会員は、本スクールの事前の承諾なく、本スクール内において他の利用者に対し、営利目的の指導行為を行ってはなりません。
2. 本スクールで学んだ技術・指導内容等を利用して、本スクールの運営または信用を害する行為を行ってはなりません。

第14条 大会・試合への出場

会員が本スクール所属として大会・試合等へ出場する場合は、原則として本スクールが指定する所属名および必要な登録情報を使用するものとし、大会主催者および本スクールの定めるルールに従うものとします。

第15条 休館・臨時休業

本スクールは、次の各号に該当する場合、施設の全部または一部を休館または臨時休業することができます。

1. 台風、地震、風水害、火災その他の災害により営業が困難な場合
2. 施設・設備の改修、修理、点検等を行う場合
3. 法令、行政指導等により営業が困難となった場合
4. 社会情勢その他本スクールの責めに帰すことのできない事情により営業が困難となった場合
5. その他、安全確保または運営上やむを得ない事情がある場合

可能な場合は、館内掲示、ホームページ、SNSその他本スクールが適切と判断する方法により事前にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第16条 禁止事項

会員は、本スクールの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

1. 他の会員、スタッフまたは第三者への暴力、暴言、威嚇、嫌がらせその他迷惑となる行為
2. 本スクールの運営を妨害する行為
3. 本スクールまたは他者の名誉・信用を毀損する行為
4. 施設・設備・備品等を故意に破損する行為
5. 本スクールの許可なく施設内で営利・営業・勧誘活動を行う行為
6. 法令または公序良俗に反する行為
7. その他、本スクールが不適切と合理的に判断する行為

第17条 写真・動画等の撮影および利用

1. 本スクールは、クラス、練習、イベント、大会その他本スクールの活動中に、広報・宣伝・活動記録等を目的として、会員が写った写真または動画を撮影することがあります。
2. 写真・動画等の撮影および本スクールのホームページ、SNS（Instagram、Facebook等）、WEB広告、チラシ・ポスター等の印刷物その他の広報・宣伝媒体への掲載については、入会時に会員本人の意思を確認するものとします。
3. 掲載を希望しない会員は、入会時または撮影前に本スクールへ申し出ることができます。本スクールは、申し出があった会員について、可能な範囲で撮影または掲載を避けるよう配慮します。
4. 写真・動画等を掲載する際は、原則として会員の氏名その他個人を特定する情報を、本人の承諾なく掲載しないものとします。
5. 18歳未満の会員については、保護者が写真・動画等の撮影および掲載について同意または不同意の意思を示すものとします。

第18条 個人情報および本人確認書類の取扱い

1. 本スクールは、入会手続き等により取得した氏名、住所、連絡先、生年月日、本人確認書類その他の個人情報を、本人確認、会員管理、連絡、料金請求、安全管理その他本スクールの運営に必要な目的の範囲内で利用します。
2. 本スクールは、取得した個人情報を法令に従い適切に管理し、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用し、または第三者へ提供しません。
3. 本人確認書類については、本人確認その他必要な目的の範囲内で取り扱い、適切な安全管理措置を講じます。

第19条 規約および諸費用の変更

本スクールは、法令の改正、社会情勢、経済状況、運営上の必要性その他合理的な理由がある場合、本規約および会費・休会費その他の諸費用を変更することがあります。

変更する場合は、変更内容および適用開始時期について、施設内への掲示、ホームページ、会員管理システム、SNS、メールその他本スクールが適切と判断する方法により事前に会員へ告知するものとします。

第20条 未成年者

1. 18歳未満の会員については、保護者その他の法定代理人が本規約の内容を確認し、同意した上で入会するものとします。
2. 保護者は、当該会員が本規約および本スクールのルールを遵守するよう必要な監督を行うものとします。
3. 保護者は、本スクール所定の入会申込書への自署をもって、当該未成年者の入会および本規約への同意を示すものとし、捺印は不要とします。

第21条 その他

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、本スクールと会員との間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

Gracie Barra Akashi

施行日：2026年8月22日